

概要版

令和6年度第1回野洲市都市計画審議会会議録

開催日時 令和6年5月10日（金）
午前10時30分～11時50分
場 所 市役所本館2階 庁議室
出席者 委員10名中10名
傍聴者 1人

1. 開 会

事務局（都市計画課長）から審議会成立の報告

2. 挨 拶

市長挨拶

3. 議事案件

（1）大津湖南都市計画公園の変更について（諮問）

資料2に基づき説明

審議結果

- ・大津湖南都市計画公園中2・2・702号和田公園に係る面積の拡張及びこれに伴う区域の変更を行うこと、また、大津湖南都市計画公園に2・2・710号中央公園を追加することについて、市長より諮問。
- ・慎重に議論いただいた結果、原案に同意する旨、答申いただいた。

主な意見

H委員 中央公園について、平成12年4月1日に都市公園として公告をされたとなっているが、今回は新規で都市公園に決定されるということは、この間ずっと公告はされていたが、決定はされていなかったということか。

事務局 そのとおりである。設置されたときは都市公園として公告されていたが、都市計画公園としての決定はされていなかったというのが経緯である。

E委員 和田公園の300平米、この部分は以前納骨堂か何かだったと記憶しているが市有地か。また、これを除却しているため、現在そのあたりは更地のような感じかと思うが、今後遊具などの必要なものを整備していくということか。

事務局 以前は納骨堂があり、現在はその建物を除却し、遊休地として市有地のままという状態である。

今回、和田公園の区域変更に至ったきっかけとしては、野洲第三保育園が人権センター前のグラウンド部分に移転することが決まったという点が挙げられる。地域でこれまで利用されていたグラウンド等がなくなる。また、公園を少しでも広く使いたいというこちらの意向と自治会の意向等もあった。

そこで、今後、地域の皆様に使っていただけるような形で整備等を考えていく必要があるということで、まず区域の変更をするに至った。

D委員 中央公園について、理由書にまちづくりの方針と掲げられているが、具体的に地元からはどのような要望が上がってこの理由書に反映されているのか。あくまでも原課の方針として新規提案で挙げられているのか。

事務局 令和3年にみどりの基本計画を作成する際に、野洲市全体の地域住民にアンケートを実施した。そのなかで、野洲市内の公園の状況という項目に対し、「魅力的な公園が少ない」、「子どもたちが遊べる遊具が少ない」といった意見があった。これを受け、今後の野洲市のまちづくり、いわゆる子どもの遊ぶ場所の提供として公園の必要性について考えている。そこで、令和4年度に公園再編計画を作成し、昨年度、都市公園の長寿命化計画も作成した。

そのなかで、都市公園である中央公園においては、遊具は実際あるが、木造で相当古い。DID 地区（後に訂正あり。正しくは「居住誘導区域に隣接した公園」。）であるため、まずはその遊具の更新をしていくという考えは当課で持っている。そのために計画決定を考えている。

D委員 行政の方針ということで理解はしているが、地元の自治会等から具体的な要望というのは、何か上がっているのか。

事務局 今の中央公園においては、地元管理の公園としては取扱っておらず、市の直営で管理している。地元の吉地についても今後、遊具を更新する際にどのような遊具が適当であるかといった確認作業等を行っていこうと考えている。

なお、アンケートのなかで中央公園に対しての具体的な要望等は特になかった。

事務局 中央公園については、平成12年に都市公園として公告されているため、そのなかで今回、都市計画決定するという手続きを行う。公園の利用に関しては、これから地区の話を聞きながら、都市公園として運用されるように配慮がいとを考えている。都市計画決定する前段で、既に平成12年に公告されて

いるため、位置づけとしては都市公園であるという流れのなかで、今回「都市計画公園」としての所定の手続きをさせていただくという考えである。

D委員 平成12年ということで、相当時間は経っていると思うがなぜか。

事務局 都市公園としてそもそも位置づけられているため、当然都市公園として機能させていく。この公園は本来、長寿化計画等の予算的な活用ができる公園であるが、都市計画という所定の手続きができていないがため、公告だけされておかれたというのが実態である。

中央公園を「都市計画公園」として位置づけたものを手続きし、長寿化計画で公園として持続的に維持していく必要がある。また、状況によっては予算的な優遇も受けられるため、その手続きを進めるように今回挙げたものである。

F委員 防災面の配慮について、何をどうするかという計画は持っているのか。

事務局 災害発生が多いなか公園は公共的な空地ということもあり、避難場所という形での利用もあり、自治会で一時避難所の設定等をされている公園もある。だが、市としても一時避難所だけではなく、災害発生時に物資やそれらの輸送場所の確保も必要だと考えている。

公園がうまく代替地として使えるようになれば一番よいのではないかとということで、和田公園についてもグラウンドがなくなってしまうと公共的な空地がなくなるため、そのような場所を一つ設定する必要があるのではないかと考えている。

F委員 現実的には建物が避難所になると思うが、やはり公共の空地などの部分も非常に大事だと思う。こうした公園の活用についても、頭に入れておいていただきたい。

事務局 意見として頂戴する。

G委員 具体的にはどのような遊具を更新されるのか。

また、インクルーシブ遊具というものもあるが、健常者の方だけでなく障がい者の方などいろいろな方が遊べるような遊具というのはどのように考えているのか。

事務局 遊具の更新については、まず地域の意見は聞いていくべきだと考えている。地域の周りにこども園や幼稚園、保育園等があり、そういった方のサポートがあって使われる公園も多数ある。そうした、近隣で利用していただける方

の意見をまず吸い上げていくことが重要だと考えている。

遊具の内容についても、更新する地域に応じたものを適用できるように考えていきたいと思っている。

G委員 野洲市の公園にはこのようなインクルーシブ遊具があるとアピールできるような、それに特化した公園も必要ではないかと思うため、ぜひ一度ご検討いただきたい。

事務局 意見として頂戴する。

会長 防災に加えて地域のアイデンティティを活かすような公園づくりということで、ぜひ検討をお願いしたい。

事務局 一点訂正がある。先ほど、中央公園について DID 地区と申し上げたが、正しくは DID 地区ではなく居住誘導区域に隣接した公園である。

4. その他

(1) 大津湖南都市計画地区計画について（報告）

資料 3 に基づき説明

報告結果 ・令和 6 年 4 月 1 日に市に提出された、野洲市乙窪地先の市街化調整区域における地区計画の提案書を受理し、協議を進めていく旨を報告した。

主な意見

F委員 提案書は事業者から提出されたということか。
また、区域内地権者の同意率は 100%とあったが、周辺住民の方、乙窪の旧来の住民の方からの同意、理解は得られているのか。

事務局 提案に関しては、今回の提案は事業者からということではあるが、都市計画提案制度に提案できる方という規定がある。提案制度では、提案の対象となる土地の所有者または対抗要件を備えた者等規定があり、今回の事業者も土地を所有しているため、提案ができる者に該当する。

同意率だが、地権者の同意率は地権者お一人ずつ同意をいただいている。質問のあった地域の住民の方については、100%というわけにはいかないが、何度か自治会に向けた説明会を開催し、そのなかで一定の同意はいただいている。

F委員 自治会に対する説明というのは、今後また何回か開かれるということか。

事務局 市民の方、地域のご意向も汲み取りながら、何度か説明会をさせていただく予定である。

会長 ぜひその点を汲んでいただいて、周辺住民の方と一緒に進められるような、そういった計画に持って行っていただきたい。

E 委員 地区計画の制度を利用し、市街化区域になるということだが、この場合、自治会の受入れについてはどうなっているのか。

事務局 乙窪自治会に入るとなると、乙窪自治会は倍の人数になってしまう。あとは北側の錦の里の自治会に入るのか、単独でこの乙窪地区計画の区域での自治会になるのかという 3 パターンになるかと思う。そのあたりは今、調整中である。

H 委員 現況の土地利用はどうなっているのか。もし農地なら農振農用地などあると思うが、そのあたりはどうか。

事務局 現状として、一部農地もあり、今後農転（農地転用）の申請等をしていくことになる。なお、農振農用地ではない。農振農用地では地区計画ははれないため、農振農用地は含まれていない。計画地の外、西側は青地だが、そこは含めていない。

I 委員 学校の区域的には、小学校や中学校はどうなっているのか。

事務局 中主学区になるため、中主小学校、中主中学校である。

I 委員 受入れの余裕はあるのか。

事務局 学校教育課（現、学務課）には事前に報告しており、大体 30 から 40 戸増える旨伝えている。そこから生徒数を概算し、計画を見直さなければいけないというような意見はなかったため、現段階では受入れ可能だと判断している。

（2）公開型 GIS の運用開始について（報告）

資料 4 に基づき説明

報告結果

・令和 6 年 3 月 18 日より、野洲市の公開型地理情報システムである、「野洲市マップ」のウェブサイト運用を開始した旨を報告した。

F 委員 広報宣伝は若者向けと高齢者向け、両方の層に対してアプローチが必要かと思う。

若い方がこうしたシステムに触れることにより、いろいろなことに関心を持つきっかけになると思う。そのあたりを模索し、若い世代に響かせていただきたい。

ご高齢の方についても、こうしたシステムに接してもらうことで、防災の情報やこれからのまちづくりの情報についても理解していただけるかと思う。

そうした、若者向け、高齢者向けの取組みもしていただきたい。

事務局 若い方に向けては、市の LINE でもトップページに大きく載せている。また、比較的若い世代の方にスマホ利用で好評なのが、ごみ集積所マップである。ごみ集積所の場所を確認でき、その場所に粗大ごみを捨ててよいのかどうかといったこともすぐにスマホで確認できる。

高齢者向けとしては、例えば、いきいき 100 歳体操マップというものもある。このマップから、いきいき 100 歳体操の開催場所を確認することができる。所管課では、このようなマップで開催スケジュールを公開しているという案内もしている。まだ分析中ではあるが、いきいき 100 歳体操マップなど、ご高齢の方が利用されられると思われるマップも非常にアクセス数が伸びている。

また、アンケートも用意しているため、「もっとこういうマップを入れて欲しい」といったご意見もいただいきたい。

会長 広報ということで、例えば小中学校の教育の題材に使っていただいたりすると、ふるさとを知る良い機会にもなると思う。そうした働きかけもその一環かと思うため、よろしく願いたい。

D 委員 企業からの反応や意見など、現状何かあるのであれば伺いたい。

また、主な掲載情報に観光施設というものもあるが、観光地と何か連動させるような今後の展望などは考えているのか。

事務局 事業者の方からは非常によいご意見をいただいている。野洲市は他の自治体に比べても遜色ないくらい多くの情報を上げており、事業者からも非常に喜ばれている。また、マップの所管課が都市建設部であれば都市建設部寄りのマップになってしまい、福祉課であれば福祉課寄りのマップになってしまいがちなところ、本市では集約して上げているため、その点も喜ばれている。

観光については、これから増やしていきたいと考えている。観光マップは載せているが、企業の名前やお店の名前を市のホームページに掲載すると広

告になってしまうという点が難しいところである。観光施設については、現段階では文化財や野洲市の所管する観光施設が主となるが、観光に訪れてくださる方にとって使いやすいようなマップにしていきたいと考えている。

B委員 ごみ集積所は、地域の方が管理・清掃している場所である。しかし、昨今は不法投棄が問題になっている。そのため、このようにホームページに上げられると、その場所を通った際にごみを置いていかれた場合、その処理を地域がすることになる。このようなことが実際に起こっているため、ごみ集積所の場所を上げるのは果たしてよいのかと思うところがある。

事務局 その点については、導入時に懸念点として挙がっていた。しかし、まずはやってみようというところで、今後もしここで公開したことによって不法投棄などが増えた場合は、また検討を要すると考えている。しかし、現段階ではそういった話は聞いていない。

会長 こうした問題に関しては、今後いずれどこかで指摘があると考えられるため、その都度対応しなければならないと思う。

C委員 かつて野洲駅周辺でもごみの問題がいろいろあり、通勤時に家庭ごみを出されるといったことを受けてごみ箱を撤去したという経緯もある。そのあたりも十分考慮のうえ、取組みをお願いしたい。

事務局 意見として頂戴する。

会長 使い方によっては非常に便利なマップだが、その一方で、常にアップデートが必要である。また、どれを情報公開してよいのか等、ごみ集積所の話や個人情報の問題もある。こういった情報系は大変な作業になると思うが、細かい対応を行っていき、よい地理情報システムになってくれればと思う。

5. 閉 会
部長挨拶

以上